

児童医療費制度の 対象が4月から拡大

医療機関で受診したとき、保険診療の一部負担金を助成する制度の対象者が高校2年生(各種学校可)までに拡大されます。

対象期間

17歳に達する日以降の最初の3月31日まで

◎申請に必要なもの

- ・ 高校1年生及び資格登録のない高校2年生
- ・ 印かん、お子さんの保険証、学生証のコピー、保護者名義の通帳
- ・ 資格登録のある高校2年生
- ・ 学生証のコピー

対象者

平成9年4月2日から11年4月1日生まれの就学している方

◆申請・問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎(84)1257

児童扶養手当の支給金額が 変更されます

児童扶養手当法施行令の一部改正に基づき、4月分から支給金額が次のとおり変更されます。

児童扶養手当支給額 (1ヶ月当たり)

児童数	区分	現行 (3月分まで)	改定後 (4月分から)
1人	全部支給	41,140円	41,020円
	一部支給	41,130円～ 9,710円	41,010円～ 9,680円
2人		5,000円を加算	
3人以上		1人増加するごとに3,000円を加算	

◆問い合わせ

福祉課社会福祉班 ☎84-1257

住宅リフォームの補助を行います

地域経済の活性化と、より快適な住環境づくりを指して、みなさんが現在お住まいになっている住宅のリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

補助対象

- ・ 町内在住で住民基本台帳に登録されていること。
- ・ 町税等に未納がないこと。(全世帯員)
- ・ 町内に本店を有する施工業者により、リフォーム工事をを行うこと。
- ・ 申請年度内に工事を完了し、補助金の請求ができること。
- ・ 町で実施している他の同様の補助制度の利用、または該当していないこと。

補助対象工事

- ・ 工事が20万円以上(消費税を除く。)
- ・ 町内で自らが居住する住宅の改修・増築・設備改善等

補助金額等

- ・ 併用住宅の場合は住宅部分のみ対象とします。
- ・ 住宅敷地で防災上危険な外構物(門、門扉、塀等)の改修
- ・ 補助率 消費税を除いた工事費の10%
- ・ 補助金限度額 20万円(千円未満切り捨て)

補助実施期間

平成25年度～平成27年度までの3ヶ年度

《注意》

- ※予算の範囲内で、先着順で実施します。
- ※補助金の交付決定前に着工している工事は対象となりません。
- ※補助は、同一住宅につき一回限りです。

◆問い合わせ

都市建設課管理計画班
☎(84)1217

住宅用太陽光発電の 設置費用を補助します

町内の戸建住宅に太陽光発電システムを設置する方に、設置費用の一部を補助します。

申請受付

4月1日(火)から受付開始
※土・日曜日、祝日を除く。

補助金額

- 1キロワット当たり 30,000円
- ※上限105,000円
- (3.5キロワットまで)
- 補助件数 50件

補助対象

- ・ 自ら居住、または居住を予定している町内の戸建住宅(貸家は除く。)に太陽光発電システムを設置する方
- ・ 町税等に未納がない方(全世帯員)

申請方法

太陽光発電システムの設置工事の前に、関係書類を添えて、環境防災課へ申請してください。

※詳しくは、町ホームページ、または環境防災課へお問い合わせください。

◆申請・問い合わせ

環境防災課環境班
☎(84)1216